

一般社団法人日中文化交流センター会則

第一章 総則

(名称・所在地)

第一条 本会は、一般社団法人日中文化交流センターと称する。

所在地は、日本国東京都港区六本木1丁目3番40号 アークタワーズ・ウエスト W513とする。

(目的)

第二条 日中友好条約の精神に基づき日中友好に寄与し、ひいては世界の発展と平和に貢献することを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、日中文化交流の拠点とし、文化交流活動を通じ、両国の地域文化に貢献できる活動を次の事業とする。

1. 日中子ども絵画・書道展の主催
2. 日中美術・音楽、舞踊などの交流
3. 日中茶道文化の交流
4. 日本の文化団体と中国の交流促進
5. 日中学生の親善訪問との交流
6. その他、本会が適切であると認められる活動

第二章 役員

(役員)

第四条 本会に次の役員を置く。

1. 会長	1名
2. 副会長	2名
3. 理事	若干
4. 監査	2名
5. 顧問	若干

(役員を選任と任期)

第五条 役員を選任方法と任期は次のとおりとする。

1. 役員は任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 役員に欠員が生じた時は、本会の運営に支障のないよう後任者を選任しなければならぬ。

ただし、補欠選任による任期は、前任者の残任期間とする。

(役員義務)

第六条 役員は職務は次のとおりとする。

1. 会長、事務局長は、本会を代表し会議により会務を処理・総括する。
2. 理事は理事会を構成し、本会の事業の企画運営と運営実施にあたる。
3. 監事は決算書を審査する。

(相談役と顧問)

第七条 相談役と顧問の推薦は、日中両国に關し学識経験のある者、または本会に功勞のあつた者の中から理事会の議を経て、

会長は、相談役、顧問と参与若干名を推薦することができる。その任期は、役員と同一とする。

第三章 会 議

(総 会)

第八条 最高議決機関では、会長が年1回召集し、次の事項を行う。

会長は、理事会に諮り臨時總會を召集することができる。

1. 事業計画
2. 経過報告及び決算の承認
3. 相談役、顧問、参与及び役員承認
4. その他の重要事項の決定

總會の議決は、出席者の多数決による。

(理事会)

第九条 理事会は、会長、副会長、理事及び監査をもって構成し、協会の運営全般に責任を有する。

会長は、理事会に諮り臨時総会を召集することができる。

1. 総会の議決に基づく支出の運営及び事業計画
2. 総会に提出する事項の審議
3. 相談役、顧問、参与及び役員の推薦
4. 会員及び賛助会員の資格に関する事
5. その他本会の運営に必要な事項の決定

(専門部会)

第十条 会長の諮問を受け、専門部会を置くことができる。

部会長は委員の互選とし、会務を統括する。

(地区支部)

第十一条 日本全国に地区支部を置くことができる。

地区支部の役員は、当該地区委員の互選とし、次の事項を行う。

1. 地区会員の拡大及び会費の徴収
2. その他地区支部の活動

第四章 事務局

(事務局)

第十二条 本会の会務を処理するため、事務局を置く。

1. 事務局には、事務局長及び事務局員を置くことができる。
2. 事務局長は理事会が選任し、会の事務を処理する。

第五章 会計

(会計年度)

第十三条 本会の経費は、会費と協賛金及びその他の収入をもってこれに当てるものとし、会計年度は、毎年7月1日から始まり、同年6月30日で終わるものとする。

(附 則)

第十四条 本会の会則は 2006 年 6 月 1 日より適用する。